

## 成蹊大学科目等履修生規則施行細則

制 定 平成6年2月23日  
学 部 長 懇 談 会  
最新改正 2015年6月3日  
大 学 運 営 会 議

(趣旨)

**第1条** この細則は、成蹊大学科目等履修生規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(願書の取扱い及び選考)

**第2条** 規則第7条第1項に規定する書類は、履修を希望する授業科目又はコース科目を開設する学部  
に回付するものとする。ただし、教職課程科目履修生が教職に関する科目を履修する場合は、入学志  
願者の出身学部  
に回付する。

2 前項により回付を受けた学部は、規則第8条第1項の規定に基づき選考を行い、当該結果を学長に  
報告するものとする。

(履修指導)

**第3条** 学部長は、前条第2項により合格した者に対し履修指導を行い、希望する授業科目及び専攻並  
びに学力を勘案の上、履修科目を決定しなければならない。ただし、教職課程科目履修生の履修指導  
は、成蹊大学教職課程委員会の委員長が行うものとする。

(科目等履修生証)

**第4条** 規則第11条第1項に規定する科目等履修生証は、成蹊大学大学院在学学生（大学院の研究生を含  
む。）に対しては、これを交付しない。

(コース科目)

**第5条** コース科目として設定する授業科目は、次に掲げる基準による。

(1) コースとして体系的に学修することができるように配慮されていること。この場合において、他  
学部開設の授業科目がコース設定上必要なときは、これを妨げないこと。

(2) 授業科目を必修、選択及び自由の科目区分に分け、コース修了の認定に必要な最低修得単位数を  
設定すること。

(3) 授業科目の設定に当たっては、演習、実験、実習又は実技の履修に配慮すること。

(コース修了の要件及び修了証の授与)

**第6条** コース修了の要件は、各コースに定める科目区分の最低修得単位数を修得した場合とする。

2 前項の要件を満たした者に対しては、コース修了証を授与する。

(単位認定)

**第7条** 科目等履修生が履修した授業科目の単位の認定は、学則及び各学部規則の定めるところによる。

2 学部長は、学年末に、科目等履修生の単位修得状況を学長に報告しなければならない。

(細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則 (略)